

環境省に送付された放射性物質に汚染された土壌等の概要と経緯

1. 各個別案件の受け取り等の経緯

1) 1件目

- 平成23年11月8日(火)に宅配便を受け取り。
- 当該宅配便は、A4コピー用紙入りの箱よりもひと回り小さい段ボール箱。宛名は「環境省」。差出人は福島県福島市在住の方であり、住所・氏名の記載あり。品名は記載がなかった。大臣官房総務課(郵便担当)が開封。
 - ① ビニール袋入りの土
 - ② 書面(福島県福島市の自宅で採取した土であり、環境省で保管・処分されたいとの旨が記載。自宅周囲の放射線量のデータが添付。)
- 環境省職員が線量計で計測したところ、以下のとおり。
 - ① 約0.8m離れたところからの測定: $0.18 \mu\text{Sv/h}$
 - ② ビニール袋に線量計を接触させての測定: $0.6 \mu\text{Sv/h}$
- 平成23年11月12日(土)に、官房総務課職員が、埼玉県の自宅に持ち帰り、自宅で保管。翌日曜日、自宅近くの空き地に処分。
- 平成23年11月17日(木)に、官房総務課職員が処分した土壌を回収。

2) 2件目

- 平成23年11月16日(水)に宅配便を受け取り。
- 当該宅配便は、A4コピー用紙入りの箱よりもひと回り小さい段ボール箱。宛名は「環境省」。差出人は「福島県福島市」との記載があるが、住所・氏名の記載なし。1件目と筆跡が酷似している。品名は「灰」と記載。開封せず。
- 環境省職員が線量計で計測したところ、以下の通り。
 - ① 約1m離れたところから測定: $0.10 \mu\text{Sv/h}$
 - ② 段ボール箱に線量計を接触させての測定: $0.6 \mu\text{Sv/h}$

[参考]

- 環境省は、上記の2件に係る事実を、平成23年11月17日(木)に公表。
- 上記2件で、合計10kg程度の重量となっている。

2. 保管の経緯と誤廃棄の可能性について

前記1の2件の土壌等については、これまで以下の通りの保管を行ってまいりました。

- 平成23年11月16日（2件目）及び17日（1件目の回収土壌）以降は、大臣官房総務課長室のキャビネットに保管していた。
- 平成24年1月頃に、アルミ製の大型ケースを購入し、その中に収納の上で、合同庁舎5号館24階の大臣官房総務課・会計課の書庫にて保管することとした。
- 同年3月頃に、合同庁舎5号館地下2階車庫周辺の保管スペースにおいて、大臣官房総務課が、鍵付きのスチール製収納キャビネット内にアルミ製の大型ケースに収納した土壌等を収納し、施錠の上で保管を続けた。施錠した鍵は、大臣官房総務課職員が保管していた。

しかしながら、本件について今回省内の現況確認・捜索を行ったところ、当該土壌等の所在が確認できませんでした。

さらに、関係者からの聴取等の調査を行ったところ、8月8日（水）に、本年1月に、物品の一斉廃棄を行った際に、大臣官房会計課により、地下2階の車庫において施錠されたスチール製収納キャビネットが、廃棄処分に出されたことが確認され、8月10日（金）に、当該土壌等は、この収納キャビネットごと誤って廃棄された可能性が高いと判断いたしました。

3. 廃棄物処理業者への連絡

本年1月に収納キャビネットの廃棄物処理を委託した産業廃棄物処理業者に対しては、8月10日（金）に、当省が誤って放射性物質に汚染された土壌等を処分委託した可能性がある旨の連絡を行いました。処理された物品等の行方については、今後、この業者の協力を得ながら確認を進めてまいります。

（以上）